

Actus Newsletter(資産税)

令和5年度税制改正 NISA の拡充と恒久化



令和5年度の税制改正では、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、個人資産を貯蓄から投資に積極的に振り向けるために、NISA 制度の抜本的拡充、恒久化が図られました。通常、株式の売却により利益が出た場合や配当を受け取った場合には約 20%の税金がかかりますが、NISA はこれらの税金が非課税となる制度です。改正により投資枠が大幅に拡大し期限がなくなることで、さらに大きなメリットを受けることができ、利用しやすくなるといえます。今号では改正後 NISA のポイントを現行制度と比較しながらご紹介します。

■ 改正後 NISA のポイント

- 保有期間を**無期限化**するとともに口座開設可能期間についても期限を設けず**恒久化**されます。
- つみたて投資枠の年間投資枠が 40 万円から **120 万円**に大幅拡充されます。
- 一般 NISA を引き継ぐ成長投資枠を設け、年間投資枠が 120 万円から **240 万円**に拡充されます。
- つみたて投資枠と成長投資枠との**併用が可能**になります。
- 生涯の非課税保有限度額は **1,800 万円**となります(うち成長投資枠は **1,200 万円**まで)。

■ 現行 NISA と改正後 NISA の比較

【現行制度(2023 年まで)】

	つみたて NISA	いずれかを選択	一般 NISA
年間の投資上限額	40 万円		120 万円
非課税保有期間	20 年間		5 年間
口座開設可能期間	2018 年～2037 年		2014 年～2023 年
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【改正後(2024 年以降)】

	つみたて投資枠	併用可能	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 (総枠)		1,800 万円	※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能) うち成長投資枠限度額 1,200 万円
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

※財務省「令和5年度税制改正(令和5年3月発行)1 個人所得課税」の資料を引用して作成

■ 現行 NISA を既に利用している場合

現行 NISA 制度を利用している場合にも別枠で改正後 NISA を新たに利用することができます。既に保有している商品を売却する必要は無く、購入時から一般 NISA は 5 年間、つみたて NISA は 20 年間そのまま非課税で保有が可能で売却も自由です。ただし非課税期間終了後に新しい NISA 制度に移管(ロールオーバー)することはできません。

■ 現行ジュニア NISA

ジュニア NISA については **2023 年**をもって終了します。現行ジュニア NISA で投資した商品については非課税期間(5 年)終了後、自動的に継続管理勘定に移管され 18 歳になるまで非課税で保有することが可能です。

■ 2023 年中にできること

現行 NISA を利用していない場合には、2023 年から NISA を始めることで、現行 NISA と改正後 NISA を合わせて**最大 1,920 万円**の投資枠を利用することができます。

また、改正後 NISA の対象年齢は **18 歳以上**となりますので、小さなお子様についてはジュニア NISA がなくなり 18 歳までは NISA の利用ができなくなります。改正により **18 歳前の引き出し**も可能になっていますので、2023 年だけでも投資枠 1 人あたり **80 万円**のジュニア NISA を利用するぐらいしか対応策はないと思います。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！